

山梨県公報

第四百二十三号

令和五年

十一月二日

木曜日

目次

○道路の区域変更(二件).....	六六三
○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適正検査等の実施の一部変更.....	六六三
○大規模小売店舗の新設に関する届出.....	六六四
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(五件).....	六六五
○公共測量の実施(九件).....	六六七
その他.....	六六七
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示(二件).....	六六八

告示

山梨県告示第二百六十一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和五年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。
令和五年十一月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 増富若神子線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市須玉町江草字孫女八四〇八番五地先	旧	九・二	九九・二

から	一三・七
北杜市須玉町江草字孫女八四一三番二地先	二一・八
まで	四二・五
	九九・二

山梨県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。
令和五年十一月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 山北山中湖線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡山中湖村平野字不動坂二四四〇番八地先から	旧	六・六	三一九・五
南都留郡山中湖村平野字不動坂二四四〇番七地先まで	新	六・六	三一九・五

公告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適正検査等の実施の一部変更
令和五年四月二十四日付けで公告した狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適正検査等の実施の公告を次のとおり変更する。
令和五年十一月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

第一の狩猟免許試験の二の試験場所を次のとおり変更する。
二 試験場所

- 1 第一回 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター
- 2 第二回 甲府市和戸町千三百三番地山梨県立青少年センター

第一の狩猟免許試験の五の受験手続の3を次のとおり変更する。

- 3 提出方法 申請書その他の提出書類は、郵送又は持込みにより七の申請書の提出先に提出すること。

第一の狩猟免許試験の六の申請書の受付期間の2を次のとおり変更する。

- 2 第二回 令和五年十月二十三日(月)から同年十一月二十四日(金)までの日(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

第一の狩猟免許試験の七の申請書の提出先を次のとおり変更する。

- 7 申請書の提出先 申請書の住所を管轄する山梨県林務環境事務所環境・エネルギー課

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎	新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 コメリPRO甲府昭和インター店
 - (二) 所在地 山梨県甲斐市万才字正明八百二十四―二番外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎	新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年六月十七日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千六百三十平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 収容台数 七十一台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 収容台数 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 面積 四十五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 容量 二十二立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前七時	午後九時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 二箇所

- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後九時まで
- 三 届出年月日 令和五年十月十六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月二日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ国母 山梨県甲府市大里町三百五十一番地外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外 二者
変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外一者

- 3 変更の年月日 令和五年四月十六日
- 三 届出年月日 令和五年九月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月二日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスガーデン甲府昭和 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字村西五百六十三番地三外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久 東京都千代田区外神田二丁目二番十五号
変更後	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中純一 東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

- 3 変更の年月日 令和五年三月一日
- 三 届出年月日 令和五年九月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月二日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字宮ノ前七一番地
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社VHリテールサービス 代表取締役 星崎尚彦 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十一号NEWS日本橋堀留町六階 外八者	変更後	株式会社VHリテールサービス 代表取締役 松本大輔 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十一号NEWS日本橋堀留町六階 外八者
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 令和五年三月八日
- 届出年月日 令和五年九月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮二丁目千二百二十五番一外

- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社マックハウス 代表取締役 坂下和志 東京都杉並区梅里一丁目七番七号 外十者	変更後	株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司 東京都杉並区梅里一丁目七番七号 外十一者
-----	---	-----	--

- 3 変更の年月日 令和五年四月一日
- 届出年月日 令和五年九月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 菊地孝	変更後	兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 伊藤秀孝
-----	-------------------------------	-----	--------------------------------

東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号
新宿文化クイントビル三階 外六者

東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号
新宿文化クイントビル三階 外六者

- 3 変更の年月日 令和五年四月一日
- 届出年月日 令和五年九月二十九日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000）、一部地図情報レベル500）
- 二 測量の地域 甲府市全域及び甲斐市、昭和町のそれぞれの一部
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 山梨市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 笛吹市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により上野原市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 上野原市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲州市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 甲州市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中央市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000、一部地図情報レベル500））
- 二 測量の地域 中央市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山中湖村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 山中湖村全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二日

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 鳴沢村の一部
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年一月三十一日まで

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。

令和五年十一月二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

- 1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
 - (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
 - (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合
- 二 指示の区域 山梨県内の公共用水面
- 三 指示の期間 令和五年十一月十七日から令和七年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年十一月二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共水面

三 指示の期間 令和五年十一月十七日から令和七年十一月十六日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番